

認知症による預金口座凍結を避けるために、

民事信託(家族信託)を検討してみませんか？

認知症になってしまうと、ご自身の預金口座が凍結されるリスクがあり、生活費やその他の支払いに支障をきたす可能性があります。しかし、民事信託を利用することで、あらかじめ信頼できる家族に管理を任せることができます。これにより、認知症になった後も円滑に財産管理ができ、預金口座の凍結を防ぐことができます。



民事信託のメリット

- ・口座凍結のリスクを回避
- ・財産の管理や運用を家族が代行
- ・あなたの意向に沿った財産分けが可能
- ・相続トラブルの回避

民事信託は、資産を信頼できる家族に託し、管理や運用を任せる制度です。

自由度が高く、柔軟に設計できる新しい財産管理の方法です。

認知症になってからでは民事信託は利用できません。早い段階での検討が必要です。

まずはお気軽にご相談ください!

行政書士服部善一事務所 名古屋市西区鳥見町1丁目6番地 Tel052-532-1881

かきつばた民事信託振興会メンバー